

平成29年度第2回東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象・実地研修のみ）研修実施要項

1 研修の概要

（1）目的

平成24年度から施行された介護職員等によるたんの吸引及び経管栄養（以下「たんの吸引等」という。）の実施の制度化について、都内の居宅系事業所等において、たんの吸引等を必要とする特定の者（特定の個人）に対して、医師、看護職員との連携の下により安全に実施するため、たんの吸引等を適切に行うことができる介護職員等を養成することを目的として、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）（以下、「特定の者対象研修」という。）を実施します。

（2）実施主体及び研修実施機関

- ・実施主体：東京都福祉保健局（以下「都」という。）
- ・研修実施機関：公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）が都より委託を受けて実施します。

（3）研修対象者

以下の①～③の条件を満たす方が対象です。

- ①「表1」の東京都内施設・事業所等に所属し、特定の者を対象にたんの吸引等を行う介護職員等であること。
- ②必要とされる行為の基本研修がすでに修了していること。
※詳細は「（4）受講科目及び受講要件について」にて確認。
- ③実地研修を行う特定のご利用者がいること。また、実地研修の同意書にそのご利用者又はそのご家族等による署名等ができること。

表1 「特定の者対象」研修の対象施設・事業所種別

分野	事業所形態	事業種別
高齢者	在宅系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所 ・通所介護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・地域密着型通所介護 等
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・障害福祉サービス事業所 ・障害児施設（医療機関を除く） 等
障害者	在宅系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 等

※高齢者分野の短期入所生活介護事業所については、平成26年度から「不特定多数の者対象研修」となりました。

(4) 受講科目及び受講要件について

① 受講科目

受講科目は「表2 実地研修カリキュラム」に定められる5科目のうち、利用者が必要とする行為になります（複数受講可）。

表2 実地研修カリキュラム

	科目	内容
たんの吸引	(1) 口腔内のたんの吸引	指導看護師の評価において、すべての項目で2回連続「手順通りに実施できる」と評価されるまで実施。
	(2) 鼻腔内のたんの吸引	
	(3) 気管カニューレ内部のたんの吸引	
経管栄養	(4) 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	
	(5) 経鼻経管栄養	

※平成24年3月末までに厚生労働省の通知に基づき、たんの吸引等を実施してきた介護職員等（経過措置対象者）が、引き続き同じ利用者に対してたんの吸引を実施する場合、または、平成23年度財団特定の者対象研修及び平成24年度以降に実施された特定の者対象研修（登録研修機関が実施したものを含む）で実地研修まで修了した介護職員等が、引き続き同じ利用者に対して同じ行為を実施する場合については、研修の受講は必要ありません。

⇒ 研修の受講が必要な場合は、参考1（6ページ）のようなケースです。ご確認ください。

② 受講要件

今回の研修は、基本研修修了者が対象です。 基本研修修了者とは、以下の方をいいます。

- ▶ 「表2」の「たんの吸引」の中から1科目以上受講希望する場合
⇒①経過措置対象者 ※
②基本研修「概論」及び「たんの吸引」の修了者 } … A
- ▶ 「表2」の「経管栄養」の中から1科目以上受講希望する場合
⇒基本研修「概論」及び「経管栄養」の修了者 … B
- ▶ 「表2」の「たんの吸引」および「経管栄養」からそれぞれ1科目以上受講希望する場合
⇒上記AおよびBの要件をそれぞれ満たす者

※平成23年度までの経過措置対象者については、「表2」の「たんの吸引」のみを実施する場合（経管栄養を実施しない場合）については、改めてたんの吸引について基本研修を受講する必要はありません。

留意事項

- ① 特別養護老人ホーム等に所属し、不特定多数の利用者に対してたんの吸引等を実施する介護職員等は、「不特定多数の者対象の研修」を受講してください。
- ② 医療機関等に所属している介護職員等は、本研修の対象とはなりません。

(5) 研修から認定・登録までの流れ (詳細は参考2 (7ページ以降) を御覧ください。)

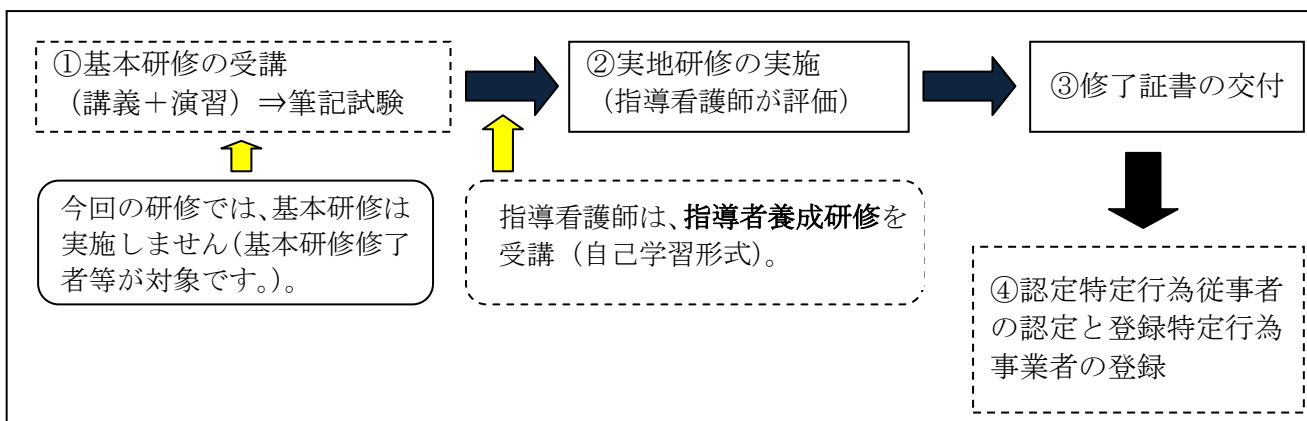


図1 研修から認定・登録までの流れ

①基本研修の受講 (参考)

今回の研修は既に基本研修を修了している者等を対象者としているため、基本研修は行いません。通常の特定の者対象研修で行う基本研修では、たんの吸引等を実施するために必要な基礎知識について講義及び演習で学びます。概論、たんの吸引、経管栄養の講義、演習終了後、基礎知識が習得できたかどうかを確認するための筆記試験(各15分程度、択一式)を行います。筆記試験を合格した後に実地研修を行うことができます。

②実地研修

今回の研修は実地研修のみの実施です。実地研修では施設や利用者の居宅等において、対象となる利用者に必要な行為を実施します。

実地研修では、施設や利用者の居宅等で対象となる利用者にとって必要な行為を実施します。指導看護師が評価を行い、全ての項目について2回連続「手順通りに実施できる」と評価されるまで、繰り返し実地研修を行います。

なお、実地研修で指導にあたる看護師等(以下「指導看護師」という。)は、実地研修開始前に指導者養成研修を受講していただく必要があります(指導者養成研修の詳細は、10ページの「(3)指導者養成研修の受講から受講確認証の交付まで」を参照)。

③修了証書の交付

今回の研修は実地研修を修了した方に修了証明書を交付します。修了証明書の交付を受けた方は認定特定行為業務従事者の認定申請を行ってください。

④認定特定行為従事者の認定と登録特定行為事業者の登録について

本研修を修了した介護職員等が、特定の者に対してたんの吸引等を実施するためには、都から「認定特定行為業務従事者」としての認定を受けるとともに、事業所等は「登録特定行為事業者」として登録をする必要があります。申請に関する手続きについては、当財団ホームページまたは下記の東京都福祉保健局障害者施策推進部のホームページを御確認ください。

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/tankyuin/index.html>)

2 受講申込方法

各様式の記入の際には、記入例（様式1～2）等を参考に作成してください。

全ての申請書類が提出時点で揃っていない（様式2の承諾書のみが未着の場合も含む。）等、書類に不備がある状態での申請は受け付けできませんので御注意ください。

（1）申込必要書類

書類名	留意事項	備考
①受講推薦書兼受講申込書（様式1）	事業所単位で推薦・受講申込みをしてください。	※1
②受講申込書（様式1-1）	介護職員1人につき1枚提出してください。	
③指導看護師の派遣「承諾書」（様式2）	<p>実地研修において指導・評価に御協力いただく指導看護師派遣事業所の承諾を得てください。</p> <p><u>提出については、作成したものを2通コピーし、1通を事業所で保管、もう1通を指導看護師派遣事業所に渡し、原本を当財団へ提出してください。</u></p>	※2
④通知送付先宛名票	<p>受講の可否についての書類一式をお送りする住所等を記入して提出してください。</p> <p>※本研修では返信用封筒の提出は必要ありません。</p>	
⑤研修修了証明書の写し（特定の者）	<p>◆特定の者対象研修の修了者は御提出ください。</p> <p>⇒修了証明書の基本研修項目欄に「<u>免除</u>」の記載ではなく、「<u>概論、たんの吸引</u>」「<u>経管栄養</u>」等と修了内容が記載されているもの</p> <p>◆基本研修のみの修了者の方は以下を御提出ください。</p> <p>①平成23年度財団特定の者対象研修基本研修修了証明書（平成23年度財団特定の者対象研修受講者）</p> <p>②研修修了課程確認書（平成24年度以降実施の特定の者対象研修受講者）</p>	該当の方のみ
⑥認定特定行為業務従事者認定証（ <u>経過措置・特定の者対象</u> ）の写し	<p><u>経過措置対象者</u>（平成23年度までに、厚生労働省の通知に基づき、在宅でたんの吸引が必要な利用者にケアを実施した方）は、<u>認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・特定の者対象）</u>の写しを提出してください。</p>	該当の方のみ
⑦ <u>重度訪問介護従事者養成研修（統合課程）</u> 修了証明書の写し	<p>重度訪問介護従事者養成研修（<u>統合課程</u>）の修了者の方は、修了証明書の写しを提出してください。</p> <p>※当該研修の基本課程・追加課程の修了者については、基本研修の受講免除の対象ではありません。</p>	該当の方のみ

※1 受講申込をする介護職員等は、利用者のかかりつけ医等の医師から、利用者に対してたんの吸引等を行うことを承認された（又は承認を受けることのできる）介護職員等とします。

※2 指導看護師の派遣について連携する訪問看護事業所の承諾を得られない場合は、主治医や自施設・介護事業所等の看護師等による指導・評価も可能です。

ただし、自施設に所属している看護師等が指導看護師として指導・評価を実施する場合は、謝金の対象外となります。

注意利用者又はそのご家族等による同意書の署名等が出来ない場合は、申し込みできません。

(2) 書類の送付方法及び送付先

①送付方法

申込必要書類①から⑦までの書類のうち、応募に必要な書類及び別添「提出書類一覧表」を同封し、郵送で御提出ください（封書の左端に「研修申込み」と朱書してください）。

なお、FAXやメール等による提出は受け付けておりません。

②送付先 ※「申込用宛先票」をご利用下さい。

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人 東京都福祉保健財団

人材養成部 福祉人材養成室 たんの吸引担当 宛

平成29年度第2回（特定）研修申込書 在中

(3) 申込書類提出期限

平成29年8月2日（水曜日）<必着>

※送付先住所に申込書類期限までに届いたもののみ申込を受け付けします。

3 参加費用

研修への参加費用は東京都が負担しているため無料です。ただし、会場への往復の交通費、昼食代、実地研修に係る費用（評価票作成に対する謝金は除く）等の諸費用は、各自で御負担願います。

4 個人情報の取扱い

申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本研修の運営及び認定特定行為業務従事者の認定並びに登録特定行為事業者の登録以外の目的に利用することはありません。

5 次回の研修について

平成29年度第3回特定の者対象研修（基本研修を含む）の募集開始時期は10月頃を予定しています。

6 問い合わせについて

問い合わせは、財団ホームページに掲載されている質問票を用い、下記の各番号へFAXでお願いいたします。

(1) 本研修について

公益財団法人 東京都福祉保健財団

人材養成部 福祉人材養成室（たんの吸引担当）

（電話）03-3344-8629 （FAX）03-3344-8593

(2) たんの吸引等の制度全般について

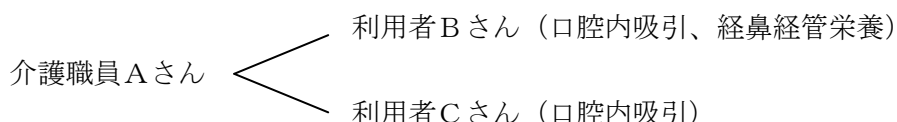
東京都 福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当

（電話）03-5320-4579 （FAX）03-5388-1408

参考1：特定の者研修修了者で新たに実地研修の受講が必要となるケース

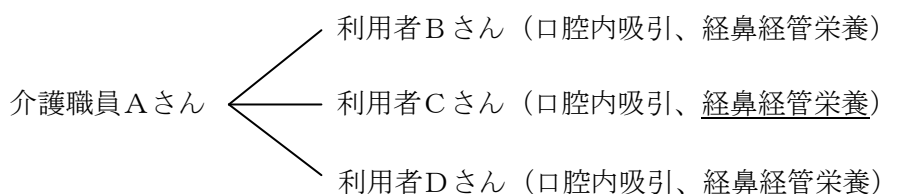
(研修申込前)

介護職員Aさんは平成27年度第3回特定の者対象研修に参加し、基本研修（概論、たんの吸引、経管栄養）を受講し試験合格後、利用者Bさんには口腔内吸引と経鼻経管栄養を、利用者Cさんに口腔内吸引の実地研修（2回連続の評価）を行い、修了証書の交付を受け、従事者認定等を受けている。



(研修申込時)

Aさんは、利用者Cさんに対して新たに経管栄養が必要となった。また、口腔内吸引と経鼻経管経管栄養が必要な新たな利用者Dさんが増えた。



上記の例の場合、介護職員Aさんは、以下の研修科目について受講が必要になります。

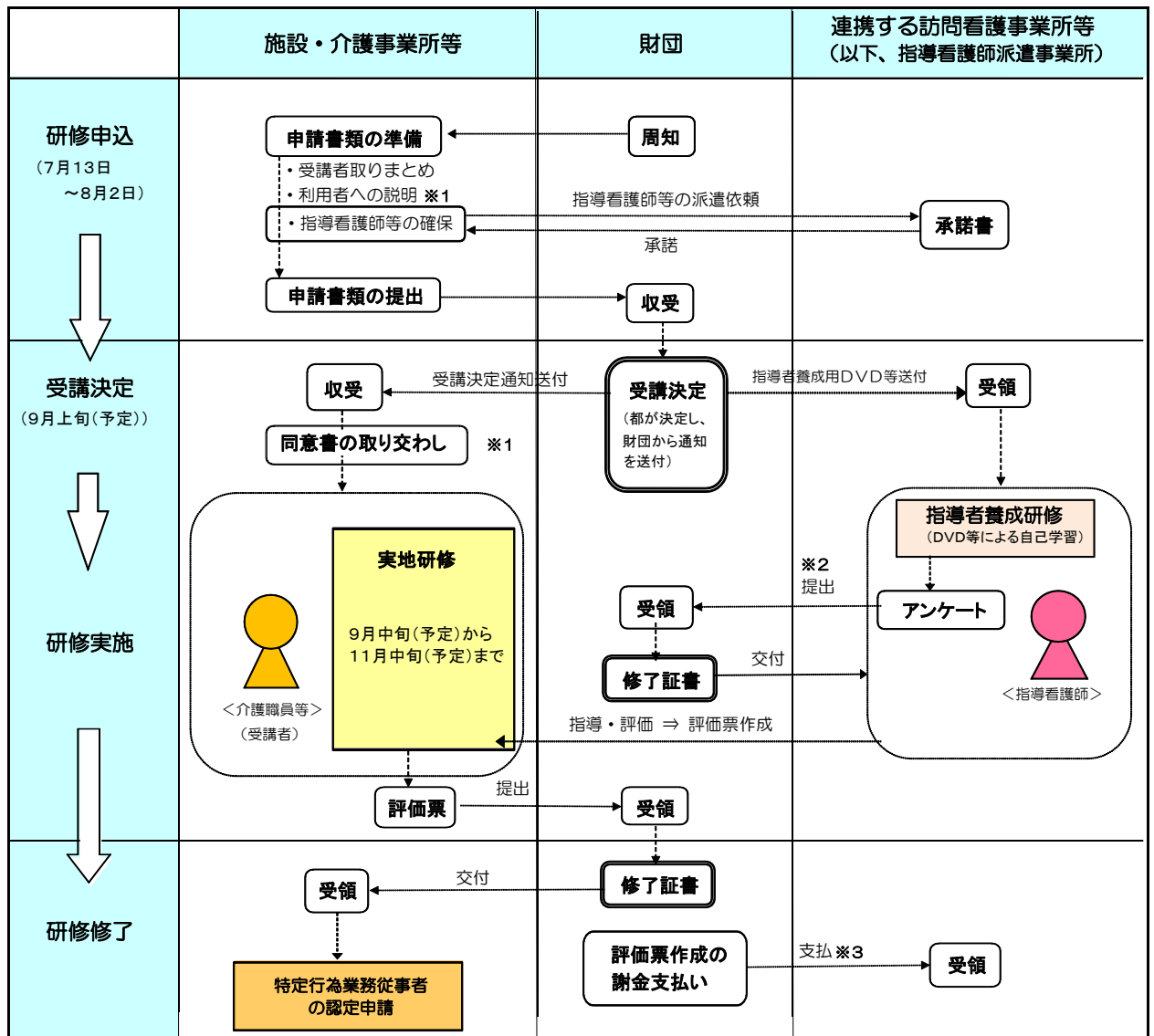
- ・利用者Bさん：すでに修了や認定を受けている行為であるため、研修申込不要。
- ・利用者Cさん：新たな行為を行うため、当該行為について実地研修が必要。
- ・利用者Dさん：新たな利用者であるため、口腔内吸引及び経鼻経管栄養の実地研修が必要。

⇒同じ利用者であっても、新たな行為を行う場合は、実地研修の受講が必要。
既に行っている行為であっても、利用者が異なる場合は、その利用者に対し当該行為の実地研修の受講が必要です。

注意

基本研修が修了しており実地研修のみ方でも研修機関へのお申込みが必要です。

参考2：研修の申込から修了までの全体の流れ



- ※1 受講決定者については、当研修への参加について利用者への説明を行っていただき、実地研修受講前に利用者の「同意書」を提出していただきます(8, 9ページ参照)。
- ※2 指導者養成研修を受講し、「アンケート」を提出頂いた後から、実地研修の指導が可能となります(10ページ参照)。
- ※3 指導看護師への謝金は、1組(1人の介護職員と1人の利用者の組合せ)につき9,300円を、財団から指導看護師派遣事業所へ支払います(12ページ参照)。

(1) 申請書類の用意

①周知・申込・取りまとめ（下記の図中の①を参照）

施設・介護事業所等は、所属している介護職員等に研修について周知をし、受講申込者の取りまとめをしてください。

②利用者への説明・同意（下記の図中の②を参照）

利用者にたんの吸引等の制度と研修（実地研修に御協力いただくこと等）を説明し、同意を得てください（ただし、同意書の取り交わしは受講決定後に行っていただきます）。

③指導看護師派遣事業所への協力依頼（下記の図中の③を参照）

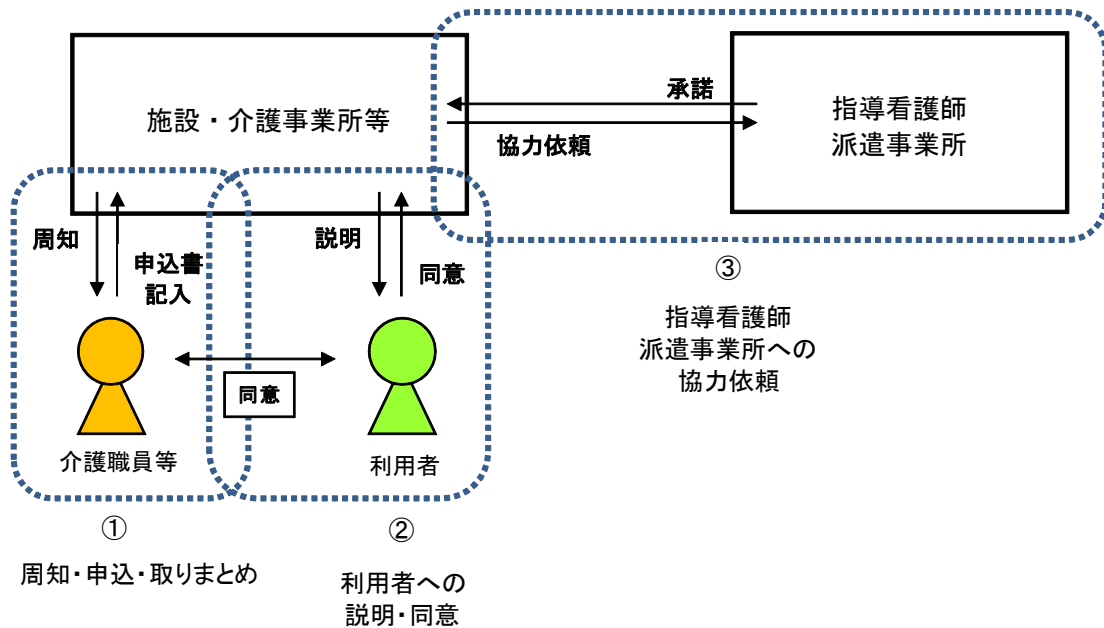
ア 実地研修では、指導看護師による指導・評価が必要になります。

イ 介護職員等が利用者にたんの吸引等を実施する際に、連携する訪問看護事業所等に「指導看護師派遣事業所・指導看護師に実施して頂く業務について」をお渡し頂き、指導看護師の派遣依頼をしてください。

ウ 指導看護師の派遣について承諾が得られた場合、訪問看護事業所に「承諾書（様式2）」の記入を依頼し、事業所で取りまとめて、申込書と一緒に財団へ提出してください。

連携する訪問看護事業所から同意が得られない場合、主治医や自事業所等の看護師等による指導・評価も可能です。

なお、指導看護師は、原則として実際に利用者にたんの吸引等を実施する際に連携する（予定の）訪問看護事業所等の看護師等に御依頼ください。



(2) 申請書類の提出から受講決定まで

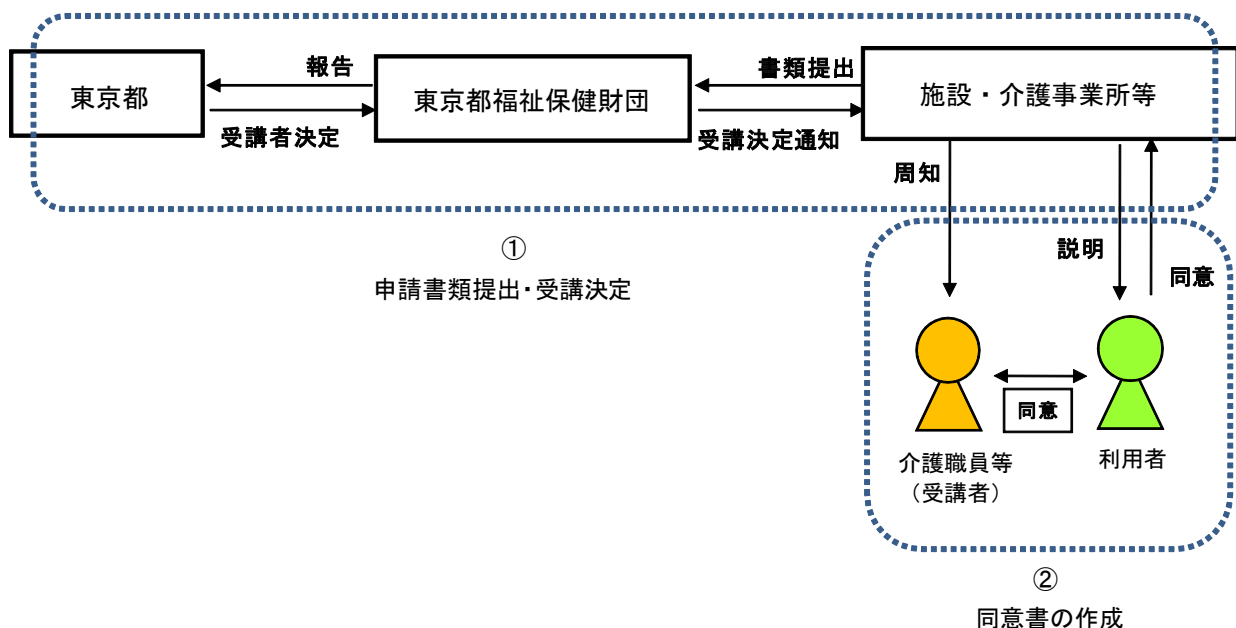
①申請書類提出・受講決定（下記の図中の①を参照）

- ア 施設・介護事業所等は受講申込者の申請書類を取りまとめ、「受講推薦書兼受講申込書（様式1）」を財団へ提出してください。（4ページの2受講申込（1）「申込必要書類」を参照）
- イ 提出期限は、平成29年8月2日（水曜日）＜必着＞です。
- ウ 各受講者の受講日程等を記載した「受講決定通知」は、平成29年9月上旬（予定）に、財団より施設・介護事業所等宛に送付します。
- ※受講者の決定については、財団で申込書類を確認の上、財団から都に報告し、都が受講決定をします。受講申込者が多数の場合には、受講できないこともありますので御了承ください。
- エ 施設・介護事業所等は、財団から送付された「受講決定通知」を各受講者へ周知してください。
- オ 受講決定後、受講生や利用者、実地予定行為等は変更出来ません。そのため、記載内容をご確認の上、申し込みください。

※全ての申請書類が提出の時点で揃っていない(様式2の承諾書のみが未着も含む。)等、書類に不備がある状態での申請は受け付けできません。4ページの2受講申込を御確認いただき、必要書類を揃えた上で申請を行ってください。

②同意書の作成（下記の図中の②を参照）

- ア 受講者については、利用者から実地研修の実施について同意を得ていただくことが必要になります。「同意書」の様式は、受講決定通知と併せて財団から施設・介護事業所等へお送りします。
- イ 受講者は、利用者にとんの吸引等の実地研修の実施について説明し、利用者から「同意書」により同意を得て、当該「同意書」を施設・介護事業所等に提出してください。施設・介護事業所等は受講決定者分の「同意書」を取りまとめ、財団へ提出してください。



(3) 指導者養成研修の受講から修了証書の交付まで

①指導者養成研修の受講（自己学習）（下記の図中の①を参照）

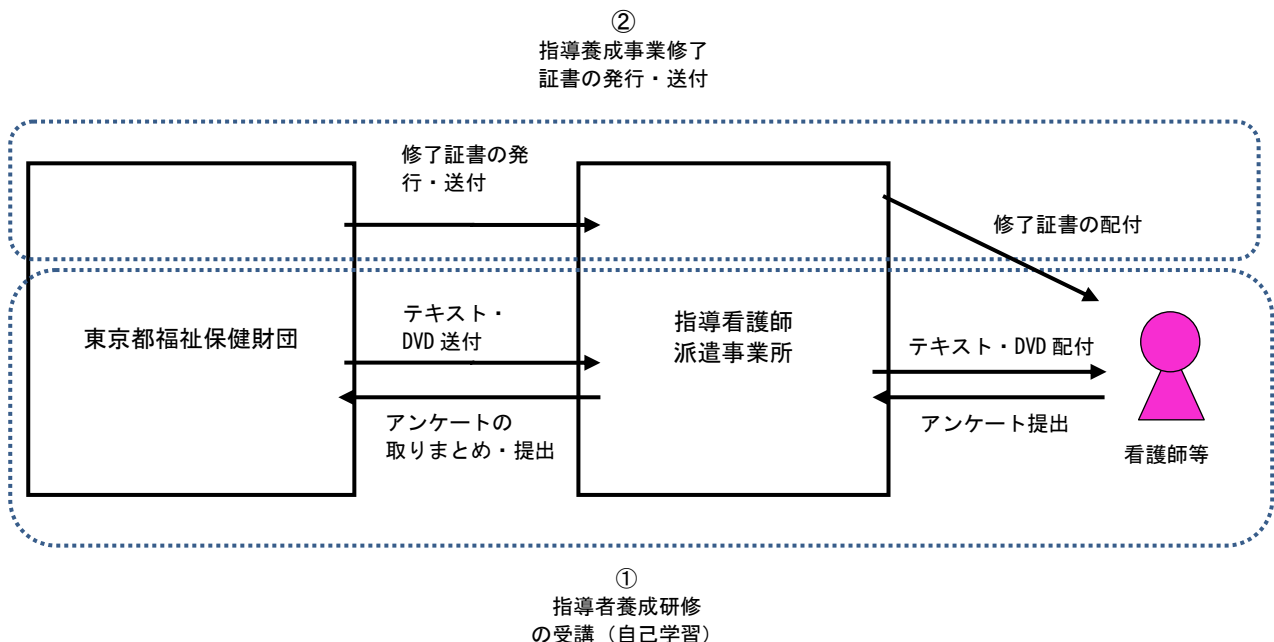
- ア 実地研修の指導看護師となるためには、「指導者養成研修」（自己学習形式）を受講していただく必要があります。
- イ 本研修の受講者を決定した後、指導看護師の派遣を承諾した事業所（以下「指導看護師派遣事業所」という。）に、財団から指導者養成研修の教材（テキストとDVD）を送付します。
- ウ 教材視聴等により、実地研修におけるたんの吸引等の指導方法を自己学習していただきます。
- エ 自己学習後にアンケートを財団に提出した後、実地研修の指導・評価を行うことができます（なお、最終評価（評価票への署名）が出来る方は、医師、保健師、助産師、看護師（正看護師）のみです）。

「指導養成事業修了証書」は、下記②のとおり後日財団から送付しますが、実地研修開始前に送付することができないため、指導看護師がアンケートを提出した後より実地研修を開始することが認められています。

※平成23年度財団特定研修または平成24年度以降に実施された特定研修（財団以外の登録研修機関が実施したものを含む）の際、指導者養成研修を受講しアンケートを提出した方、または公益財団法人日本訪問看護財団の実施する「喀痰吸引・経管栄養セミナー」を修了している方は、今回、新たに指導者養成研修を受講する必要はありません。

②「指導養成事業修了証書」の発行・送付（下記の図中の②を参照）

指導看護師派遣事業所は、各看護師等が記入したアンケートを取りまとめ、財団に提出してください。アンケートを提出した指導看護師については、後日、財団が指導者養成研修の「指導養成事業修了証書」を発行し、各指導看護師派遣事業所に送付します。



(4) 実地研修の実施

①実地研修の実施（下記の図中の①を参照）

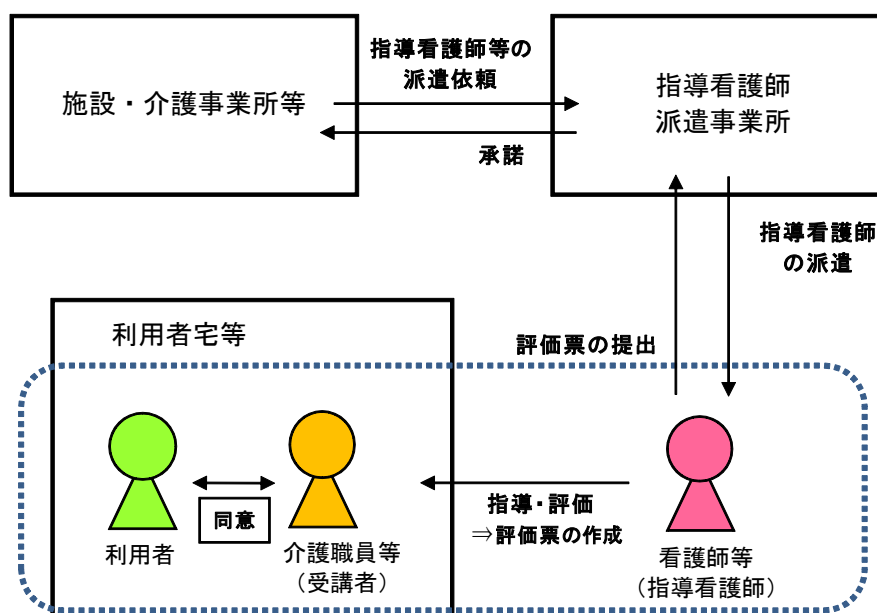
ア 受講者は、指導看護師の指導により、利用者に対してたんの吸引等を実施し、評価を受けてください。指導看護師は、利用者の状況に応じた、たんの吸引等の方法を受講者に指導してください。

イ 実地研修は、介護職員等が2回連続「手順通り実施できる」と指導看護師から評価されるまで繰り返し実施します。

指導看護師は作成した評価票を、指導看護師派遣事業所に提出してください。

※実地研修期間については受講決定の際に御案内いたします。申込募集開始時点では、11月中旬までを予定しています。

※特段の理由により期間内に実地研修を終えることができない場合は、実地研修期間の延長申請を行い、東京都の承認を得た場合のみ、実地研修期間を延長することが可能です。



①

実地研修の実施

(5) 実地研修終了から修了証書の交付まで

①評価票の取りまとめ・提出（下記の図中の①を参照）

- ア 指導看護師派遣事業所は、指導看護師が作成した受講者の評価票を取りまとめ、施設・介護事業所等へ提出してください。
- イ 施設・介護事業所等は各受講者の評価票を取りまとめ、財団へ提出してください。

②修了証書の交付（下記の図中の②を参照）

- ア 財団で評価票の内容を確認の上、各受講者に交付する修了証書を発行し、施設・介護事業所等宛てに送付します。
- イ 施設・介護事業所等は各受講者へ修了証書を配付してください。

③評価票作成に対する謝金の支払い（下記の図中の③を参照）

財団は提出された評価票の内容を確認し、指導看護師派遣事業所に謝金を支払います。
(謝金の対象となるのは、原則として研修修了した組のみです。)

※自施設に所属している看護師等が指導看護師として指導し評価票を作成した場合は除きます。

